

第3節 新興感染症

1 現状（新型コロナウイルス感染症対策の振り返り）

<全体>

- (1) 新型コロナウイルス感染症による感染症危機を振り返ると、まず、令和2年2月に県内感染の第1例目が確認されました。その後、新たな変異株への置き換えを伴いながら、感染拡大の波を繰り返し、医療提供体制等への負荷が高まりました。
- (2) 本県は、医療資源が限られていることから、医療崩壊を防ぐため、対策に当たっては、県民や事業者をはじめ、国、市町村、専門家、医療機関、入院外療養者の受入施設、関係機関及び関係団体等が一体となって、感染拡大防止や医療提供体制の整備など、「オール新潟」で取り組んできました。
- (3) 取組の成果として新型コロナによる死亡者は令和5年2月末時点において人口10万人あたり19.2人と全国最小であり、陽性者の少なさも全国2位であるなど、全国状況と比較して、感染は抑えられてきたものと考えられます。

【入院医療体制】

- (1) 令和2年4月に医療圏域ごとに重症対応などの役割分担をもとに411床の病床を確保しました。また、国が示す次の感染拡大に備えた患者推計などを踏まえて、確保病床を段階的に増やし、最終的には令和5年4月末時点で57病院の協力を得て、710床の病床を確保しました。
- (2) 令和2年4月に県医療調整本部内に患者受入調整センター(PCC)を設置し、真に入院治療が必要な患者が確実に入院できるよう適切な入院調整に取り組んだことにより感染拡大のピーク時においても入院調整を翌日に持ち越すことなく、入院待機者は0名でした。

【外来診療体制】

- (1) 県内での感染が未発生だった令和2年2月に、感染症指定医療機関*を中心として、海外渡航歴などのある感染疑い患者を診察する「帰国者・接触者外来」として約20機関で対応を開始するとともに、本庁と各保健所に感染が疑われる方の受診調整を行うための相談窓口である「帰国者・接触者相談センター」を設置しました。
- (2) 令和2年11月に診療・検査体制の強化のため、診療・検査医療機関として約500機関での対応を開始し、多数の発熱等の症状がある患者が適切かつ確実に診療・検査を受けられる体制を構築することができました。令和5年9月末時点では約850機関にまで拡大しました。

【自宅・宿泊療養体制】

- (1) 感染者数の増加に対応し、入院治療が必要な患者等への医療提供体制を確保するため、令和2年4月に軽症者等の療養先として宿泊療養施設を開設しました。施設では医師会、看護協会、薬剤師会等と連携し、オンライン診療医制度を導入し、24時間体制で患者の健康観察にあたり、容態が急変した場合にも、速やかに対応できる体制を構築しました（最大5施設・420室を確保）。
- (2) 更なる感染拡大により患者が増加し、入院や宿泊療養施設での受入れが困難となる恐れがあったことから令和3年1月に自宅療養の体制構築を開始しました。先行していた宿泊療養のオンライン診療体制を参考にしつつ、医師会の協力を得て、県内全域での自宅療養者のオンライン診療を立ち上げました。オミクロン株のまん延による感染者数の急増時においても適切に健康観察や容態急変時の対応が行えるよう、患者自身が症状等を入力するアプリも活用しつつ看護師など1日最大250名体制で自宅療養者を支援しました。こうした取組もあり、自宅等で療養中の死亡者は0名※という成果を得ました。

※自宅等でのお看取りを希望した方を除く。

【検査体制（分析能力）】

県内における感染拡大状況を踏まえ、新潟市と連携し地方衛生研究所である県保健衛生科学研究所及び新潟市衛生環境研究所に検査機器を増設するとともに、県内医療機関への検査機器導入の補助を行い、県全体での病原体分析能力の向上を図りました。また、更なる感染拡大時には民間検査機関や大学と連携し、分析能力の増強を行いました。

2 課題

- (1) 本県では、県民や事業者、県、医療機関、市町村、関係機関等が「オール新潟」で取り組んできた成果として全国の状況と比較して、感染等は抑えられたものの、新型コロナウイルスの変異に対する対策の拡充を行ってきたことなどから、最終的な体制構築まで約3年を要しました。
- (2) 次の感染症危機に備えて、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、感染症危機の初期段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるようにする必要があります。

3 目指す状態（最終アウトカム）

感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。

目指す状態を達成するための中間成果（中間アウトカム）	個別施策により直接得られる成果（初期アウトカム）
<p>【入院医療体制】 入院治療を要する患者が適切な医療を受けられる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定*等により、新興感染症の患者の入院体制や後方支援体制を確保できている 2 医療機関で個人防護具の備蓄ができています 3 平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている 4 第1種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている
<p>【外来診療体制】 外来治療を要する患者が適切な医療を受けられる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定*等により、新興感染症の患者の外来診療体制を確保できている 2 医療機関で個人防護具の備蓄ができています 3 平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている 4 第2種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている
<p>【自宅・宿泊療養体制】 入院治療を要しない患者が適切に療養できる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊療養について検査等措置協定*に基づく宿泊施設の居室数を十分確保できている 2 新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定*を締結し、第2種協定指定医療機関に指定できている 3 新興感染症が発生した場合、速やかに自宅療養者等への医療等が提供できるように、感染症対策連携協議会等を活用し、平時から計画的に準備できている
<p>【検査体制（分析能力）】 検査を要する者が適切な時期に適切な検査が受けられる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 検査体制を速やかに整備できるよう民間検査機関や医療機関等との検査等措置協定などにより、平時から体制を構築できている

	<p>2 地方衛生研究所は発生初期に検査を担うことを想定し、平時から研究や訓練を行い、他の地方衛生研究所などとも連携して、迅速かつ的確に検査を実施する体制が構築できている</p> <p>3 地方衛生研究所や医療機関等に新興感染症の検査をするための検査機器が十分確保できている</p>
--	---

4 個別施策

令和4年12月に感染症法が改正され、国から感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針が示されました。この指針で示された新型コロナウイルス感染症で確保した最大の体制での対応を次の感染症危機でも行えるよう県で感染症予防計画を策定し、数値目標を設定しました。第8次地域保健医療計画の新興感染症対応は感染症予防計画の医療提供体制確保の内容を反映させることにより、両計画の整合性を確保した上で、医療機関等との協定締結や訓練等の準備を行い、平時から新たな感染症危機に備えます。

(1)入院医療体制

- ア 医療措置協定*を医療機関と締結し、感染症患者の入院医療機関の病床確保体制を整備します。
- イ 感染症から回復した患者が転院できる後方支援病院を確保します。
- ウ 感染症危機時の入院調整の体制整備を推進します。
- エ 第1種協定指定医療機関で个人防护具が適切に備蓄されている状況を目指します。
- オ 協定締結医療機関の医療従事者に対する研修及び訓練が年1回以上実施、または職員が参加している状況を目指します。
- カ 第1種協定指定医療機関等と新興感染症発生時に知見を共有する情報交換会を開催します。

(2)外来診療体制

- ア 医療措置協定*を医療機関と締結し、発熱患者が適切に診療・検査を受けられる体制を整備します。
- イ 第2種協定指定医療機関で个人防护具が適切に備蓄されている状況を目指します。
- ウ 協定締結医療機関の医療従事者に対する研修及び訓練が年1回以上実施、または職員が参加している状況を目指します。
- エ 第2種協定指定医療機関等と新興感染症発生時に知見を共有する情報交換会を開催します。

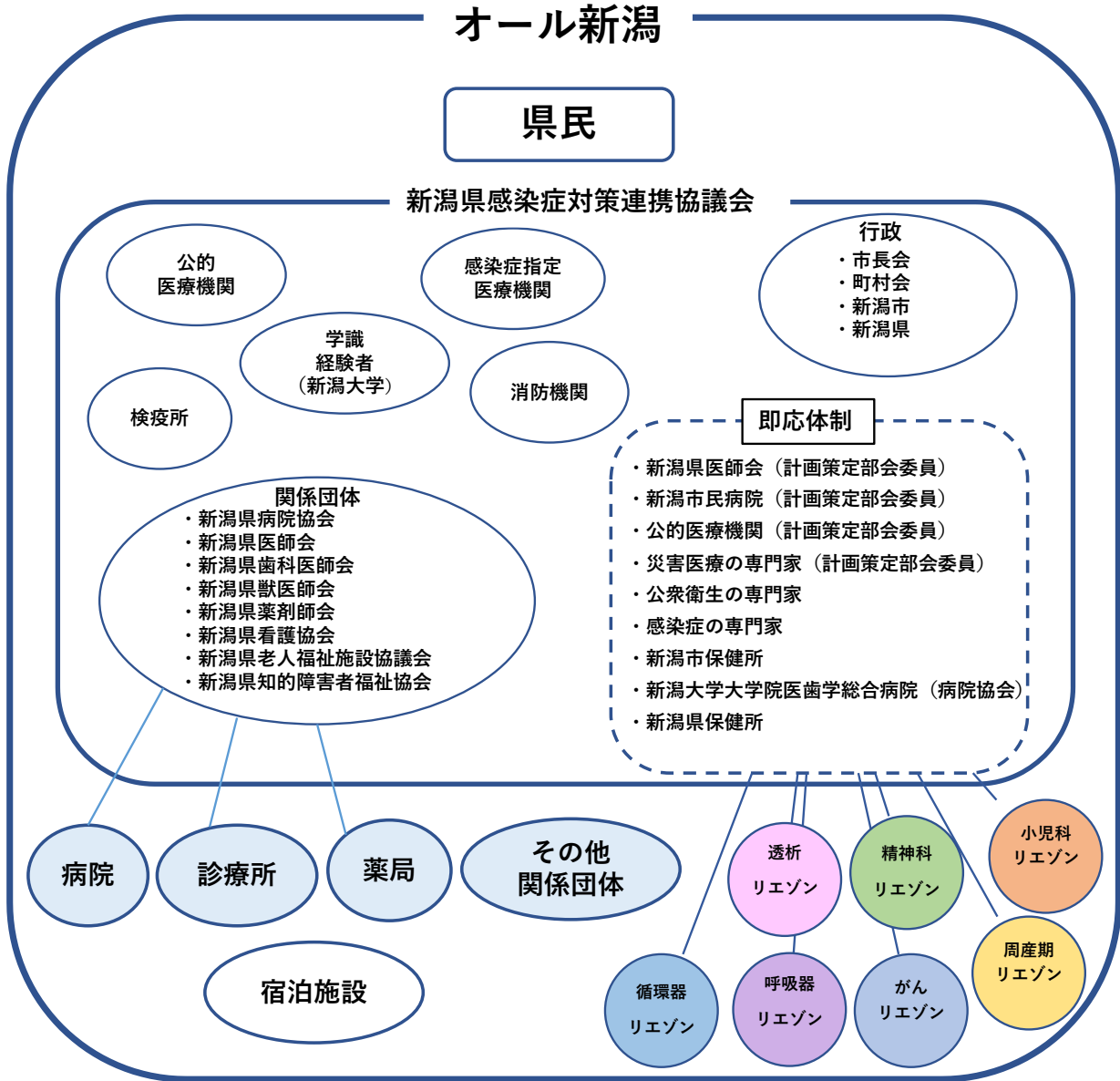
(3) 自宅・宿泊療養体制

- ア 検査等措置協定に基づき宿泊施設と協定を締結し、居室を確保します。
- イ 自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と医療措置協定*を締結します。
- ウ 新興感染症発生時、自宅療養者等への医療等ができる体制づくりについて、平時から計画的に準備します。

(4) 検査体制（分析）

- ア 検査等措置協定を民間検査機関や医療機関等と締結し、新興感染症まん延時の検査の最大体制の確保に努めます。
- イ 県保健環境科学研究所は、平時から研究や訓練を行ったり、他の地方衛生研究所などと連携することにより、迅速かつ的確に検査を実施する体制を構築します。
- ウ 県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の検査をするための検査機器を確保し、検査体制の維持に努めます。

新興感染症対応の医療連携体制



「新興感染症」の医療連携体制において必要となる医療機能

医療機能	病期の区分	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
入院医療体制	感染症発生早期 (国公表前)	感染症指定医療機関の感染症病床で対応 【34床+重症対応病床40床】	感染症指定医療機関
	流行初期 (発生の公表から3か月程度)	医療措置協定(流行初期医療確保措置付き)に基づき、以下で対応 ・感染症指定医療機関の一般病床及び新型コロナウイルス感染症対応時の重点医療機関の病床【456床】 ・後方支援病院で新興感染症患者以外の患者受入	協定締結医療機関 後方支援病院
	一定期間経過後 (発生の公表から3か月経過後～6か月)	医療措置協定に基づき、新型コロナウイルス感染症で確保した最大の病床数で対応 【710床】 ・後方支援病院【48医療機関】	協定締結医療機関 後方支援病院
外来診療体制	感染症発生早期 (国公表前)	感染症指定医療機関で対応	感染症指定医療機関
	流行初期 (発生の公表から3か月程度)	医療措置協定(流行初期医療確保措置付き)に基づき、協定締結医療機関で対応 【244機関】	協定締結医療機関
	一定期間経過後 (発生の公表から3か月経過後～6か月)	新型コロナウイルス感染症で確保した最大の体制で対応【760機関】	協定締結医療機関
自宅・宿泊療養体制	流行初期 (国の発生の公表1か月以内)	宿泊療養：協定締結室数50室	宿泊施設
	一定期間経過後 (発生の公表6か月以内)	宿泊療養：協定締結室数420室 自宅療養 オンライン診療【病院・診療所196】 調剤薬剤配送及び服薬指導【447薬局】 健康相談【18訪問看護ステーション】	宿泊施設 協定締結医療機関
検査体制 (分析)	流行初期 (発生の公表から3か月程度)	検査の実施能力【400件/日】	地方衛生研究所等
	一定期間経過後 (発生の公表から3か月経過後～6か月)	検査の実施能力【4,833件/日】	地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関等

※ 「各医療機関等に求められる事項」は感染症予防計画の数値目標を記載

第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

番号		D 個別施策	番号		C 初期アウトカム	
【入院医療体制】						
番号	D 個別施策		番号	初期アウトカム	指標	
1	医療措置協定を医療機関と締結し、感染症患者の入院医療機関の病床確保体制を整備する		1	新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の入院体制や後方支援体制を確保できている	感染症発生早期	感染症指定医療機関の感染症病床で対応【34床+重症対応病床40床】
2	感染症から回復した患者が転院できる後方支援病院を確保する				流行初期	医療措置協定（流行初期医療確保措置付き）に基づき、以下で対応 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関の一般病床及び新型コロナウイルス感染症対応時の重点医療機関の病床【456床】 ・後方支援病院で新興感染症患者以外の患者受入
3	感染症危機時の入院調整の体制整備を推進する				一定期間経過後	医療措置協定に基づき、新型コロナウイルス感染症で確保した最大の病床数で対応【710床】 <ul style="list-style-type: none"> ・後方支援病院【48医療機関】
4	第1種協定指定医療機関で個人防護具が適切に備蓄されている状況を目指す		2	医療機関で個人防護具の備蓄ができている	協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上の個人防護具を備蓄	
5	協定締結医療機関の医療従事者に対する研修及び訓練が年1回以上実施、または職員が参加している状況を目指す		3	平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている	全協定締結医療機関の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施、または医療従事者が参加する	
6	新興感染症発生時に知見を共有する情報交換会を開催する		4	第1種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている		

番号	B 中間アウトカム
----	-----------

番号	A 最終アウトカム
----	-----------

番号	中間アウトカム	指標
1	入院治療を要する患者が適切な医療を受けられる	

→

番号	最終アウトカム	指標
1	感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。	

第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

番号		D 個別施策	番号			C 初期アウトカム	指標	
【外来診療体制】								
番号		D 個別施策	番号	初期アウトカム			指標	
1		医療措置協定を医療機関と締結し、発熱患者が適切に診療・検査を受けられる体制を整備する	→ 1	新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の外来診療体制を迅速に確保できている	感染症発生 早期		感染症指定医療機関で対応	
					流行初期		医療措置協定（流行初期医療確保措置付き）に基づき、協定締結医療機関で対応【244機関】	
					一定期間経過後		新型コロナウイルス感染症で確保した最大の体制で対応【760機関】	
2		第2種協定指定医療機関で個人防護具が適切に備蓄されている状況を目指す	→ 2	医療機関で個人防護具の備蓄ができている			協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上の個人防護具を備蓄	
3		協定締結医療機関の医療従事者に対する研修及び訓練が年1回以上実施、または職員が参加している状況を目指す	→ 3	平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている			全協定締結医療機関の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施、または医療従事者が参加する	
4		第2種協定指定医療機関等と新興感染症発生時に知見を共有する情報交換会を開催する	→ 4	第2種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている				

【自宅・宿泊療養体制】

番号		D 個別施策	番号			C 初期アウトカム	指標	
番号		D 個別施策	番号	初期アウトカム			指標	
1		検査等措置協定に基づき宿泊施設と協定を締結し、居室を確保する	→ 1	宿泊療養について検査等措置協定に基づく宿泊施設の居室数を十分確保できている	流行初期		宿泊療養：協定締結室数50室	
					一定期間経過後		宿泊療養：協定締結室数420室	
2		自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と医療措置協定を締結する	→ 2	新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第2種協定指定医療機関に指定できている			自宅療養 オンライン診療【12病院、184診療所】 調剤薬剤配送及び服薬指導【447薬局】 健康相談【18訪問看護ステーション】	
3		新興感染症発生時、自宅療養者等への医療等ができる体制づくりについて、平時から計画的に準備する	→ 3	新興感染症が発生した場合、速やかに自宅療養者等への医療等が提供できるように、感染症対策連携協議会等を活用し、平時から計画的に準備できている				

番号	B 中間アウトカム
----	-----------

番号	A 最終アウトカム
----	-----------

番号	中間アウトカム	指標
1	外来治療を要する患者が適切な医療を受けられる	

番号	最終アウトカム	指標
1	感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。 【再掲】	

→

番号	中間アウトカム	指標
1	入院治療を要しない患者が適切に療養できる	

第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

番号 D 個別施策		番号 C 初期アウトカム			
【検査体制（分析）】					
番号	D 個別施策	番号	初期アウトカム	指標	
1	検査措置協定を民間検査機関や医療機関等と締結し、新興感染症まん延時の検査の最大体制の確保に努める	1	検査体制を速やかに整備できるよう民間検査機関や医療機関等との検査等措置協定などにより、平時から体制を構築できている	流行初期	検査の実施能力【400件/日】
				一定期間経過後	検査の実施能力【4,833件/日】
2	県保健環境科学研究所は、平時から研究や訓練を行ったり、他の地方衛生研究所などと連携することにより、迅速かつ的確に検査を実施する体制の構築を目指す	2	地方衛生研究所は発生初期に検査を担うことを想定し、平時から研究や訓練を行い、他の地方衛生研究所などとも連携して、迅速かつ的確に検査を実施する体制が構築できている		
3	県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の患者の検査を検査する検査機器を確保し、検査体制の維持に努める	3	県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の検査をするための検査機器が十分確保できている		

番号	B 中間アウトカム
----	------------------

番号	A 最終アウトカム
----	------------------

番号	中間アウトカム	指標
1	検査を要する者が適切な時期に適切な検査が受けられる	

→

番号	最終アウトカム	指標
1	感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。 【再掲】	

第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

No.	アウトカム	指標名	定義	調査名	調査年	単位	新潟県		(参考) 二次医療圏						(参考) 全国			
							目標値	現状値	下越	新潟	県央	中越	魚沼	上越		佐渡		
A	1																	
B	1	入院治療を要する患者が適切な医療を受けられる																
	2	外来治療を要する患者が適切な医療を受けられる																
	3	入院治療を要しない患者が適切に療養できる																
	4	検査を要する者が適切な時期に適切な検査を受けられる																
C	1	新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の入院体制や後方支援体制を確保できている	感染症発生早期 感染症指定医療機関の感染症病床で対応 【34床+重症対応病床40床】	医療措置協定に基づいた病床数		令和5～6年度中に協定締結・調査を通じて把握	病床	34床+重症対応病床40床	-	新興感染症は今回、新設された事業のため、現状値がなく空白となっています。								
			流行初期 医療措置協定（流行初期医療確保措置付き）に基づき、以下で対応 ・感染症指定医療機関の一般病床及び新型コロナウイルス感染症対応時の重点医療機関の病床【456床】 ・後方支援病院で新興感染症患者以外の患者受入	医療措置協定に基づいた病床数		令和5～6年度中に協定締結・調査を通じて把握	病床	456	-									
			一定期間後 医療措置協定に基づき、新型コロナウイルス感染症で確保した最大の病床数で対応【710床】 ・後方支援病院【48医療機関】	医療措置協定に基づいた病床数及び医療機関数			病床医療機関	710 48	-									

第8次新潟県地域保健医療計画 「新興感染症」 ロジックモデル

No.	アウトカム	指標名	定義	調査名	調査年	単位	新潟県		(参考) 二次医療圏						(参考) 全国			
							目標値	現状値	下越	新潟	県央	中越	魚沼	上越		佐渡		
C	2	医療機関で個人防護具の備蓄ができています	協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上の個人防護具を備蓄			医療機関												
	3	平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できています	全協定締結医療機関の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施、または医療従事者が参加する			回	1	-										
	4	第1種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できています																
	5	新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の外来診療体制を迅速に確保できている	感染症発生早期 感染症指定医療機関で対応															
			流行初期 医療措置協定（流行初期医療確保措置付き）に基づき、協定締結医療機関で対応【244機関】	医療措置協定に基づいた機関数				医療機関	244	-								
			一定期間経過後 新型コロナウイルス感染症で確保した最大の体制で対応【760機関】	医療措置協定に基づいた機関数				医療機関	760	-								
	6	医療機関で個人防護具の備蓄ができています	協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上の個人防護具を備蓄				医療機関											
7	平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できています	全協定締結医療機関の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施、または医療従事者が参加する	医療機関もしくは国、県等で開催する研修、訓練への参加回数			回	1	-										

新興感染症は今回、新設された事業のため、現状値がなく空白となっています。

第8次新潟県地域保健医療計画 「新興感染症」 ロジックモデル

No.	アウトカム	指標名	定義	調査名	調査年	単位	新潟県		(参考) 二次医療圏						(参考) 全国		
							目標値	現状値	下越	新潟	県央	中越	魚沼	上越		佐渡	
8	第2種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている																
9	宿泊療養について検査等措置協定に基づく宿泊施設の居室数を十分確保できている	流行初期 宿泊療養について検査等措置協定に基づく宿泊施設の居室数を十分確保できている	宿泊施設の居室数	令和5～6年度中に協定締結・調査を通じて把握		室	50										
		一定期間経過後 宿泊療養：協定締結室数420室	宿泊施設の居室数	令和5～6年度中に協定締結・調査を通じて把握		室	420	-									
10	新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第2種協定指定医療機関に指定できている	自宅療養 オンライン診療【12病院、184診療所】 調剤薬剤配送及び服薬指導【447薬局】 健康相談【18訪問看護ステーション】	医療措置協定に基づいた機関数	令和5～6年度中に協定締結・調査を通じて把握		医療機関 薬局 訪問看護ステーション	12 184 447 18	-									
C 11	新興感染症が発生した場合、速やかに自宅療養者等への医療等が提供できるように、感染症対策連携協議会等を活用し、平時から計画的に準備できている																
12	検査体制を速やかに整備できるよう民間検査機関や医療機関等との検査等措置協定などにより、平時から体制を構築できている	流行初期 検査の実施能力【400件/日】	検査措置協定に基づいた検査数	県調べ	令和5年度	検査	400	-									
		一定期間経過後 検査の実施能力【4,833件/日】	検査措置協定に基づいた検査数		令和5～6年度中に協定締結・調査を通じて把握		検査	4,833	-								
13	地方衛生研究所は発生初期に検査を担うことを想定し、平時から研究や訓練を行い、他の地方衛生研究所などとも連携して、迅速かつ的確に検査を実施する体制が構築できている																
14	県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の検査をするための検査機器が十分確保できている																

新興感染症は今回、新設された事業のため、現状値がなく空白となっています。